

特別養護老人ホーム第二高陽荘 運営規程

第1条（目的）

社会福祉法人うすい会広島光明学園（以下「事業者」という。）が開設する特別養護老人ホーム第二高陽荘（以下「事業所」という。）において実施する指定地域密着型介護老人福祉事業所の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定地域密着型介護老人福祉事業所の円滑な運営管理を図るとともに、入居者の意思及び人格を尊重し、入居者の立場に立った適切な指定地域密着型介護老人福祉事業所入所者生活介護を提供することを目的とする。

第2条（運営方針）

事業所は、地域密着型事業所サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとする。

- 2 事業所は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉事業所入所者生活介護を提供するよう努めるものとする。
- 3 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険事業所その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定地域密着型介護老人福祉事業所入所者生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

第3条（事業所の名称及び所在地）

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホーム第二高陽荘
- 二 所在地 広島市安佐北区深川八丁目36番7号

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者（事業所長） 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1名
入居者の診療、及び事業所の保健衛生の管理指導に従事する。
- 三 生活相談員 1名以上
入居者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。

- 四 介護職員 9名以上
入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 五 看護職員 1名以上
入居者の保健衛生管理及び看護業務を行う。
- 六 栄養士 1名以上
入居者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導に従事する。
- 七 機能訓練指導員 1名以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う
- 八 介護支援専門員 1名以上
入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入居者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、地域密着型事業所サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

第5条（入居者の定員）

事業所に入居できる入居者の定員は18名（1ユニット9名／2ユニット）とし、災害等やむを得ない場合を除いて入居定員及び居室の定員を超えて入居できないものとする。

第6条（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容）

事業所で行う指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容は次のとおりとする。ただし、第8号及び第9号については、令和6年3月31日までの間は努力義務とする運用を行う。

- (1) 地域密着型施設サービス計画の作成
- (2) 入浴
- (3) 排泄
- (4) 離床、着替え、静養等の日常生活上の世話
- (5) 機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 相談、援助
- (8) 栄養管理
- (9) 口腔衛生の管理

第7条（地域密着型事業所サービス計画の作成）

事業所の管理者は、介護支援専門員に地域密着型事業所サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 地域密着型事業所サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画担当介護支援専門員」という。）は、地域密着型事業所サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える解決すべき課題を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるよ

うに支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

- 3 計画担当介護支援専門員は、入居者やその家族の希望及び入居者について把握した課題に基づき、地域密着型事業所サービス計画の原案を作成する。原案は、他の従業者と協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、地域密着型事業所サービス計画の原案について入居者及び家族に説明し、同意を得るものとする。
- 5 計画担当介護支援専門員は、地域密着型事業所サービス計画作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、地域密着型事業所サービス計画の実施状況を把握する。

第8条（サービスの取り扱い方針）

事業所は、入居者の要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができよう支援を行うことで、入居者の心身の機能の維持、回復を図り、以て入居者の生活機能の維持、又は向上を目指し、入居者の意欲を喚起しながら支援する。

- 2 サービスを提供するに当たっては、入居者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。
- 3 事業所は、サービスを提供するに当たっては、その地域密着型事業所サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 4 事業所は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、地域密着型介護老人福祉事業所入所者生活介護の評価を常に見直すことで改善を図ることとする。

第9条（要介護認定に係る援助）

事業所は、指定地域密着型介護老人福祉事業所入所者生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめることとする。

- 2 事業所は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。
- 3 事業所は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

第10条（入退居に当たっての留意事項）

事業所は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健事業所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとする。

- 2 事業所は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介護老人福祉事業所入所

者生活介護を提供するものとする。

- 3 事業所は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。
- 4 事業所は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、第4条に定める従業者の間で協議し、定期的に検討するものとする。
- 5 事業所は、入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、入居者及びその家族の希望、入居者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、入居者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。
- 6 事業所は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険事業所の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

第11条（利用料及びその他の費用）

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該地域密着型介護老人福祉事業所入所者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、入居者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 事業所は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - 一 食事の提供に要する費用
 - 二 居住に要する費用
 - 三 厚生労働大臣が定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 四 厚生労働大臣が定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供に要する費用
 - 五 理美容代
 - 六 その他、地域密着型介護老人福祉事業所入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、入居者が負担することが適当と認められるもの
- 4 サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、入居者又はその家族の同意を得る。

第12条（利用料の変更等）

事業所は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

- 2 事業所は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

第13条（日課の励行）

入居者は、管理者や医師、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員等の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めることとする。

第14条（面会時間）

面会時間は原則、午前8時30分から午後5時30分までとする。

第15条（喫煙）

喫煙は事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙とする。

第16条（外出及び外泊）

入居者は、外出、外泊を希望する場合には、所定の手続きにより従業者に事前に伝えなければならない。

第17条（健康保持）

入居者は健康に留意するものとし、事業所で行う健康診断は、特別の理由がない限り受診しなければならない。

第18条（衛生保持）

入居者は、生活環境の保全のため、事業所内の清掃、整頓、その他の環境衛生の保持に協力しなければならない。

第19条（禁止行為）

入居者は、事業所での次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のため他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔など他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第20条（入居者に関する市町村への通知）

入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

第21条（従業者の服務規程）

従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を順守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。また、サービスに当たっては協力して事業所の秩序を維持し、常に以下の事項に留意する。

- 一 入居者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし責任をもって接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛ける。

第22条（衛生管理）

事業所は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

- 2 事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。
 - (5) 前3号については令和6年3月31日までの間は努力義務とする運用を行う。

第23条（従業者の質の確保）

事業所は、従業者の資質向上のためにその研修の機会を確保する。

第24条（個人情報の保護）

事業所は、入居者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た入居者又は家族の個人情報については、指定地域密着型介護老人福祉事業所入所者生活介護の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入居者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

第25条（緊急時の対応）

従業者は、サービス提供を行っているときに、入居者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡するとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

第26条（事故発生の防止及び発生時の対応）

事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する
 - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
 - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
 - 4 事業所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第27条（非常災害対策）

事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第28条（地域との連携）

事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

- 2 事業所は、そのサービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉事業所入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

第29条（勤務体制等）

事業所は、入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定める。

- 2 入居者に対するサービスの提供は、従業者によって行う。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

第30条（記録の整備）

事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 事業所は、入居者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2

年間又は5年間保存するものとする。

第31条（苦情処理）

事業所は、提供したサービスに係る入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずることとする。

- 2 事業所は、提供したサービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入居者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。
- 3 事業所は、提供したサービスに関する入居者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

第32条（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示、または、いつでも関係者が閲覧できるように備え付ける。

第33条（協力医療機関等）

事業所は、入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ、協力病院を定める。

- 2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

第34条（居宅介護支援事業所に対する利益供与の禁止）

事業所及び従業員は、居宅介護支援事業者又はその従業員に対して、要介護被保険者に事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 事業所及び従業員は、居宅介護支援事業者又はその従業員から、事業所からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

第35条（虐待防止に関する事項）

事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
 - (5) 前号については令和6年3月31日までの間は努力義務とする運用を行う。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第36条（身体拘束の制限）

事業所は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第37条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉事業所入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする
- 4 各項については、令和6年3月31日までの間は努力義務とする運用を行う。

第38条（その他）

事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。なお、認知症介護に係る基礎的な研修を受講に関しては令和6年3月31日までの間は努力義務とする運用を行う。

また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定地域密着型介護老人福祉事業所入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規則は平成24年 3月31日から施行する。
この規則は平成26年 8月 1日から施行する。
この規則は平成27年 3月24日から施行する。
この規則は平成27年 5月16日から施行する。
この規則は平成28年 5月 1日から施行する。
この規則は平成29年12月 1日から施行する。
この規則は平成30年 6月 1日から施行する。
この規則は令和 元年 7月 1日から施行する。
この規則は令和 3年10月 1日から施行する。
この規則は令和 5年 9月 1日から施行する。